

原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る 関西電力美浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の 取りまとめ

令和4年4月13日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制委員会に以下の3つの事項の了承について諮るものである。

- ・ 原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る関西電力美浜発電所の核物質防護規定の変更認可申請(以下「本件申請」という。)に対する審査書を取りまとめること
- ・ 本件申請に係る認可を専決処理により実施すること
- ・ 他の事業者からの同様の核物質防護規定の変更認可申請に係る審査書の取りまとめ及び認可を専決処理により実施すること

2. 経緯

平成30年10月15日に開催された第35回原子力規制委員会臨時会議において、**实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則**(以下「**实用炉規則**」という。)(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)第91条第2項第29号等の規定に基づき原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威として、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を策定した。また、平成31年4月8日に開催された第2回原子力規制委員会臨時会議において、原子炉等規制法に基づく認可等の処分の基準となる核物質防護措置に係る審査基準を改正し、改正後の審査基準の施行の日から1年以内に核物質防護規定の変更認可申請をした場合には、その認可等がなされるまでは従前の防護措置で良い旨の経過措置を定めた。

令和2年4月7日付け(令和4年1月14日付けで一部補正)で、関西電力株式会社より、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「**原子炉等規制法**」という。)第43条の3の27第1項の規定に基づき、**美浜発電所核物質防護規定変更認可申請書**が提出された。

3. 審査結果

原子力規制庁は、当該申請に対し**实用炉規則**、審査基準に基づき審査を行い、審査基準に適合していることを確認した。

本核物質防護規定の変更が同発電所の原子力安全に悪影響を及ぼさないこと

は確認している。

以上の本件申請に係る審査書に係る審査の結果を踏まえ、

- ① 原子炉等規制法第 72 条第 1 項の規定に従い、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴くこと
- ② ①の回答を踏まえ、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 27 第 1 項の規定に基づく当該申請に対する認可を専決処理^{※1}により実施すること

を了承いただきたい。

4. 今後の対応方針

本核物質防護規定の認可後、原子力規制検査を実施し、同規定に定めた情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に応じた防護措置等が適切に実施されていることを確認することとする。

また、他の事業者から申請された同様の核物質防護規定の変更認可申請については、原子力規制庁が審査を行って審査書を取りまとめ、専決処理により認可するという方針を了承いただきたい。

附属資料については、核物質防護秘密に該当するため、非公開とする。

[附属資料一覧]

- 別紙 1 美浜発電所 3 号機の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した核物質防護規定の変更認可申請の審査概要【非公開】
- 別紙 2 関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定変更認可申請に関する審査書（原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の有効性評価）【非公開】
- 別紙 3 関西電力株式会社美浜発電所核物質防護規定変更認可申請に関する原子力安全への影響【非公開】

※1 原子力規制委員会行政文書管理要領別表第 3 事項番号 49 及び 155 の規定に基づき、長官の専決として処理することができる。